

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年9月9日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件

議案第94号 過疎地域持続的発展計画の策定についてに係る連合審査会の開催

議案第72号 三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第92号 三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(案)

議案第73号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例及び三次市こども集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例(案)

所管事務調査 学校ICT活用事業について

- 4 出席委員 鈴木深由希, 黒木靖治, 宍戸稔, 弓掛元, 藤井憲一郎, 新田真一, 徳岡真紀, 増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【市民部】矢野市民部長, 山本課税課長, 貞末資産税係長

【教育委員会】甲斐教育次長, 古矢文化と学びの課長, 沖川教育総務係長

- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員数は8名であります。

全員出席ですので、委員会は成立しております。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の令和3年9月定例会のフォルダーにございます。審査順及び次第の通り行いたいと思います。

初めに、議案第94号、過疎地域持続的発展計画の策定についてに係る連合審査会の開催についてご協議いただき、その後、議案審査2件を行い、その後、学校ICT活用事業について、所管事務調査を行う予定です。

以上の日程で進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

○鈴木委員長 ないようですので、この日程で進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと思います。

また、十分な審査を短時間で行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、暑いと思われる方は、適宜上着をおとりください。

それでは、会議に入ります。

連合審査会の開催についてご協議をお願いします。

議案第94号、三次市過疎地域持続的発展計画の策定については、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項にも関連するものであり、9月13日、午前10時から、連合審査を開催したい旨、総務常任委員長から申し入れがありました。

なお、本件は、議会運営委員会でも確認されております。

お諮りいたします。

議案第94号について、連合審査会の開会に同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、同意することに決定しましたので、同意書を提出させていただきます。なお、連合審査会は、9月13日月曜日、午前10時から、議場で開会の予定ですので、皆さんご参集をお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。市民部の入室をお願いします。

○鈴木委員長 議案第72号、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は、着座のままお願いします。

○矢野市民部長 皆さんおはようございます。本日は、市民部にかかる議案、2件の審査の方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

最初に、議案第72号、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

最初に、本条例改正案の要旨を説明いたします。本条例改正案は、令和3年4月1日に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。立法の背景としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の経済活動が停滞するリスク回避を目的として、課税免除の適用期限が2年延長されたということがあります。条例案の内容は、課税免除について定め、地域経済の活性化に繋がる設備投資を支援する条例に係る改正になります。

続いて、改正内容について説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第2条ですが、出だしの下線部のところになりますが、課税免除の前提として、県が作成した基本計画へ主務大臣が同意することが条件となっていますが、同意の期限を令和5年3月31日までに制限し、その下の下線部では、あわせて同意の日から起算して5年を経過する日までとしていた対象施設の設置期限を、同意の期限と同じ令和5年3月31日までに見直すものです。

広島県においては、平成29年9月29日にすでに広島県全域が三次市も入っております。当然入っておりますけれども、地域経済牽引事業の促進区域として基本計画の同意を国から出ているので、今回の改正による直接的な本市への影響は想定されません。また、現段階で、本制度に基づく

課税免除の適用実績はございません。なお、本制度の対象となる設備投資は、1億円超、農林漁業関連業種は5000万円超であるなど、過疎法による課税免除と比べ、適用要件が厳しいことから、過疎地域に指定された本市では、過疎法を活用する方が事業者には有利となっています。なお、この過疎法につきましては、次に審査をいただきます議案92号の方でまた申し上げます。施行の期日は公布の日です。以上で説明終わります。

よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

○増田委員 1点ほど確認をさせていただきます。この条例により、なかなか実績はない、実績はゼロですし、今後も見込めないとのことでしたが、仮に課税免除となった場合、これは国により交付税措置等な何らかの補填があるのか、それともこれは市で減免する必要があるか市の予算で減免する必要があるのかお伺いします。

○矢野市民部長 今回の減免をした際に、でございますけれども、普通交付税による減収補填がございます。補填率は75%。市の実質の持ち出し分とか減収部分については、25%ということになります。

○鈴木委員長 他にありませんか。ないようでしたら、以上で議案第72号の審査を終わります。

次に、議案第92号、三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例案を審査します。提案理由の説明を願います。

○矢野市民部長 それでは、議案第92号、三次市過疎地域の持続的発展に発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例案について説明をさせていただきます。

最初に、本条例制定案の要旨を説明いたします。本条例案は、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を制定しようとするものです。

立法の背景として、従来の過疎法が時限到来により失効したため、令和2年国勢調査の結果を踏まえ、過疎地域の価値、役割と、過疎対策の必要性が改めて確認されたということがあります。条例案の内容は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する、市町村計画に記載された、同条第4項第1号に規定する、産業振興促進区域内において、市において、市、市町村計画に進行すべき業種として定めた3製造業、情報サービス業等、農林水産等販売業、または、旅館業の下宿営業を除くとなっておりますが、そのように供する設備の取得等をしたものに係る、固定資産税の3年間の課税免除について必要な事項を新条例として定めるものです。

旧過疎法に基づく、従来の条例と比較いたしまして、対象業種が拡大し、新設、増設以外の改築改修が新たに対象とされた点が特徴になります。

施行期日は公布の日ですが、令和3年4月1日にさかのぼって適用を開始し、令和6年3月31日をもって失効いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 質疑を願います。

○増田委員 この条例により、今後の実績見込みっていうのはどの程度あるのか、それと、先ほど

の議案と一緒にですが課税免除にした場合の交付税措置等どのようになっているのか、2点お伺いします。

○矢野市民部長 旧過疎法のもとでの適応ケースをまず申し上げます。令和3年度、課税免除分で、適用例は3件となっています。新法での今後の見通しにつきましては、まだ定かではございませんけれども、今、JR三次駅周辺に、建築予定のホテルなどは、新条例の適用対象となる可能性があらうかと思っています。

その他、取得要件がですね取得価格要件が今回引き下げられたということで、それと対象業種が今までよりも増えておりますので、今後設備投資を検討される事業者にとってはプラス要素として働くというふうに期待ができるものと思います。先ほどの課税免除に対する補填ですけれども、先ほどの条例と同じでございますけれども、普通交付税により、減収補填が75%ございますので、実質、市の方の減収は25%というふうにならうかと思えます。

○鈴木委員長 他にありませんか。

○弓掛委員 今の答弁です、今度駅前できるホテルなんかちょっと対象になるかもしれないということだったんですけれども、これに関して広報言いますか、皆さんに広く周知するということは、お考えなのかどうかお聞かせください。

○矢野市民部長 周知のことですけれども、なかなか特定の方になる部分があるかとは思いますが、基本的に広報三次や、ホームページ等で周知をさせていただくとともにですね、事業者との結びつきが深い関係部署、産業部等があるかと思うんですけれども、それと三次商工会議所、三次広域商工会、そういったところの連携を通しまして、できるだけ制度の方が広く伝わるように、周知に努めて参りたいと思います。

○鈴木委員長 他にありませんか。

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第92号の審査を終わります。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

○鈴木委員長 次に、議案第73号、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例及び三次市子供集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例案を審査いたします。提案理由の説明を願います。

○甲斐教育次長 それでは、議案第73号、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例及び三次市子供集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例案について、ご説明を申し上げます。三次市放課後児童クラブ設置及び失礼しました。すいません。

現在八次小学校区に設置をしている放課後児童クラブは、資料にお示しをしておりますようにですね、既存の児童館に、これ八次のコミュニティセンターの近くといいますか隣接というか、コミュニティセンターのところにあるんですけれども、児童館にですね、八次第1及び第4放課後児童クラブがあります。そして、八次小学校内に、八次第3及び第5の放課後児童クラブがありまして、八次小学校の敷地内に八次ふれあい放課後児童クラブがあります。そして、八次集会所にですね、八次第2放課後児童クラブを設置して運営をしております。

この状況の中で、本案は、今年度整備中の八次コミュニティセンターの新築移転に伴い、既存の八次コミュニティセンターと八次児童館を一体的に改修をして、八次こども集会所として設置を

して、現在八次小学校区内に分散している児童クラブを集約をしようとするものであります。これにより、既存の八次児童館にある、八次第1及び第4放課後児童クラブとですね、八次小学校内にある八次の第3、第5放課後児童クラブは、改修後の八次こども集会所に集約をします。さらに、小学校敷地内にある八次の小学校の敷地内にある、八次ふれあい児童クラブを八次第2児童クラブに名称を変更して八次こども集会所に集約をします。なお、既存の八次集会所に設置する八次第2の放課後児童クラブは、八次第6放課後児童クラブに名称を変更して、従来通り、八次の集会所で運営をします。これに伴いまして、関係条例であります三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例については、八次小学校区放課後児童クラブの集約に伴う名称変更及び位置の変更を行い、そして三次市こども集会所設置及び管理条例については、新たに八次こども集会所を設置し、三次市児童館設置及び管理条例については、廃止をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご可決いただきますように、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

○増田委員 別の議案の74号で工事請負契約の一部変更により、八次コミュニティセンターの完成そのものが1月31日に変更になっているとお伺いしますが、それからコミュニティセンターの引越し等がありまして、工事がいつごろから始まるのか、また条例に施行日が明記してないのでいつから児童クラブについて運用開始になるのかお伺いします。

○古矢文化と学びの課長 委員さんご指摘の通り、八次コミュニティセンターの新築工事の関係の工期が延びるということですが、現在のコミュニティセンター、それと、そこに併設しております、児童館、これの改修工事は、要はそこがあかないと着手できないので、その業務が完了次第、着手をするということと考えております。で、施行日を、別に定めるとしてしておりますのは、現在の時点でそれが何日ということがわかりませんのでそれが確定次第、また対応していきたいと考えております。

○増田委員 条例の施行日について理解しましたが大体の目安としていつごろから利用開始になるのか、どのぐらいをめどにされてるのか、再度お伺いします。

○古矢文化と学びの課長 あくまで現在の予定でございますけども、年度内の完成を目指しているところでございます。供用開始は新年度ということになります。

○鈴木委員長 他にありませんか。

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第73号の審査を終わります。教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

○鈴木委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

これより、議案第72号、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論願います。

(なしの声)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第72号を採決いたします。本案を、議案の通り決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例案について討論を行います。討論願います。

(なしの声)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。

本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論願います。

(なしの声)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、採決を終わりました。

それでは、次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があれば願います。ありませんか。

それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

それでは、そのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしく願います。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月9日

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 深由希